

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時58分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、7番、高橋裕君、8番、松下好君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、4、議題。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明を申し上げます。

すみません、着座にて説明をさせていただきます。

議案1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、榛東村長から令和5年3月31日付で農地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和5年4月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議長 それでは、細谷係長、説明を求めます。

係長 説明申し上げます。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてなんですけれども、お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案件が1件、更新案6件となっております。

まず1件目の計画です。利用権を設定する貸手は高崎市の方。賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下前314番1外3筆。現況地目は畑。面積は合計で2,259平米とな

っております。借手は高崎市の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年5月1日より5年間で、令和10年4月30日までとなっております。

なお、借手につきましては、高崎市で新規就農者に認定されている方になります。

2件目の計画です。利用権を設定する貸手は広馬場の方。賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2141番2。現況地目は畑。面積は1,312平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年5月1日より3年間で、令和8年4月30日までとなっております。

3件目の計画です。利用権を設定する貸手は高崎市の方。賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2211番2外1筆。現況地目は畑。面積は合計で3,330平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年5月1日より3年間で、令和8年4月30日までとなっております。

4件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方。使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字上野3629番5。現況地目は畑。面積は合計で1,983平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年5月1日より3年間で、令和8年4月30日までとなっております。

5件目の計画です。利用権を設定する貸手は広馬場の方。使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字中ノ前1595番。現況地目は畑。面積は1,291平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年5月1日より3年間で、令和8年4月30日までとなっております。

6件目の計画です。利用権を設定する貸手は高崎市の方。使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下前321番1外1筆。現況地目は畑。面積は合計で2,100平米となっております。借手は広馬場字の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年5月1日より3年間で、令和8年4月30日までとなっております。

7件目の計画です。利用権を設定する貸手は広馬場の方。使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下前321番3。現況地目は畑。面積は1,016平米となっております。借手は広馬場字の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年5月1日より3年間で、令和8年4月30日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷係長の退席を認めます。

係長 失礼いたします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

なお、本議案は議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号2と関連がありますので、議案第2号番号1、議案第3号番号2については一括で事務局の説明を願います。

事務局。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書5ページからとなります。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号2、1筆目の農地の所在は大字新井字立畦2400番。地目は登記、現況ともに畑。面積は2,977平米。2筆目の農地の所在は大字新井字立畦2400番5。地目は登記、現況ともに畑。面積は106平米。2筆目の合計面積は3,083平米です。権利は所有権移転贈与。当初の計画者は前橋市の方、継承者は新井の方です。転用目的は保育園用地。施設等については園舎851.69平米です。計画どおりに事業を遂行できない理由については、個人名義で保育園を建設して社会法人に寄附する予定だったが、設立された社会福祉法人が保育園を建設することとなったためとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分2種農地。令和5年2月30日、5条許可。当初許可は保育園建設用地となっております。

次に、関連する議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書は11ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2、1筆目の農地の所在は大字新井字立畦2400番1。地目は登記、現況ともに畑。面積は2,977平米。2筆目の農地の所在は大字新井字立畝2400番5。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は106平米です。2筆の合計面積は3,083平米です。権利は所有権移転贈与。譲渡人は前橋市の方。譲受人は新井の方で

す。転用目的は保育園建設用地。施設等については、園舎851.69平米です。転用理由は、譲渡人は、申請地は立地条件がよく、村の待機児童受入れ施設として貢献できると考え、保育園建設計画を立てたので申請したいとのことです。譲渡人は個人で農地転用をかけましたが、譲受人である社会福祉法人に引き継がせたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で議案第2号、番号1並びに議案第3号、番号2の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号2について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、1番並びに議案第3号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干、地元委員として補足説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず、議案第2号、1番の案件につきましては、こちらについては、今年の1月10日の委員会にかけまして、2月3日に許可が出た案件ということでありまひす。こちらの内容につきましては、許可後の事業計画の変更ということでありまひす。その変更の内容については、この記載のとおりで、個人で登録したものが社会福祉法人の登録になったということで、社会福祉法人のほうに一応変更したいということでの変更許可というような形で申請が上がってござひまひす。よって、建設については、個人じゃなくで社会福祉法人で建設していきたくたいということござひまひす。

そういった関係で、次の議案第3号の2番の案件につきましては、個人から社会福祉法人として、法人に変更になった後に、変更先が建設していきたくたいというような内容の申請ござひまひす。

細かい内容については、既に1月のときの議案案件等で説明をさせていただいたとおりござひまひすして、建設上、何の問題ないということでありまひすので、この2件の案件については、地元委員としては許可相当と思われまひすので、よろしく皆様のご審議お願ひいたします。

以上ござひまひす。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がござひまひす。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号2は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号、番号1、農地の所在は大字新井字多屋1711番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は374平米。権利は使用貸借。貸付人は新井の方。借受人も新井の方です。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅78.66平米です。転用理由につきましては、借受人は現在実家で間借り生活をしているが、建物の老朽化と手狭であることから、将来のことを考え、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。貸付人は借受人である子の申出を受け、申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。

以上で議案第3号、番号1の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 議案第3号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第3号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでご

ございます。

若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の2ページから4ページ、まずお聞き願いたいと思います。

まず、今回の申請地でございます。南新井から県道を前橋の方に下っていただいて、群馬用水の側道というか、村道を北に、群馬用水と交わったところを200メートルほど入っていただいた左側が今回の申請地という形になります。今回の申請地のところにつきましても、真ん中に今の現在の自宅があって、その周りが畑というような形になってございます。周辺状況につきましても、東側が村道、南側も村道で、西側については宅地が建っておる、また北側については水路ということでございます。村道の南に一部、農地があるということで、周辺については宅地等が中心で、農地の存在が直接面しているところはないというようなことでございます。その農地を今回転用して、住宅を建てるということでございます。

そういった住宅の一応、建設について、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して側溝のほうに流出をして、雨水については敷地内で自然浸透ということでございます。周辺農地の与える影響はないと思われまますので、今回の案件については許可相当と思われまます。よろしく皆様のご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませぬか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見書については、番号1は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局、説明を求めます。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第3号、番号3、1筆目の農地の所在は大字新井字高塚2957番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は34平米。2筆目の農地の所在は大字新井字高塚2957番4。

地目は登記簿、現況ともに畑。面積は66平米。2筆の合計面積は100平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は新井の方です。転用目的は露天駐車場用地。施設等は露天駐車場。転用理由は、譲受人は申請地の近隣で電気工事請負業を営んでいるが、駐車場が不足し不便しているため、申請地を購入し、露天駐車場として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡することです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番、小池でございます。

議案第3号、番号3につきましては、今、事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況についてちょっと説明をしたいと思います。

現地確認調書の9ページを見ていただきたいと思います。

高塚の信号というのがバイパスにあります。これは北小方面から下っていったところ。信号の角にコンビニがありまして、コンビニから約80メートル北に行ったところ。確認調書の11ページを見ていただきたいと思います。

西側バイパス沿いで北側村道になっているかと思ひますけれども、その申請者の会社は村道の北側にあります。現在、申請地と一体利用ということで、併せた形で駐車場として使うわけですけれども、畑に面しているところは細長い南のほう、地番2955-1というところは畑に面していますが、ここはちょっと1段高くなっています。雨水は自然浸透ということで、農地には何ら影響はないと思ひますので、私としては許可相当と思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。ほかに何か意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号3について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号3は、原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、番号3は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前10時57分)